(三) ニート等の社会的・職業的自立のための支援の推進

高校中退者等をはじめとする若年無業者等については、地域若者サポートステーションにおいて、地方公共団体と連携し、個々の若者の状況に応じた相談機会の提供、職場体験等各種プログラムの実施、アウトリーチ（訪問）型支援の活用など、職業的自立に向けた切れ目のない支援を推進する。

また、就職氷河期に学校卒業時を迎えた四十代前半層で無業状態にある者についても、その自立を実現するための効果的な支援プログラムの試行実施とその効果検証を行うためのモデル事業に取り組む。

九　治療と仕事の両立

(一) 治療と仕事の両立支援に関する取組の促進

ア　都道府県における「地域両立支援推進チーム」を通じた両立支援の取組の推進

都道府県労働局は、「地域両立支援推進チーム」を活用し、地方公共団体等と連携を図りながら、疾病を抱える労働者の治療と仕事の両立支援の取組を促進する。

イ　がん等の疾病による長期療養が必要な求職者に対する就労支援の強化等

都道府県労働局及び公共職業安定所は、地方公共団体やがん診療連携拠点病院等関係機関と連携し、がん等の疾病による長期療養が必要な求職者に対する就職支援や事業主の理解を促進するための取組を引き続き実施する。

十　障害者の活躍促進

(一) 平成三十年四月からの障害者雇用率引上げに伴う支援の強化

障害者の雇用者数が過去最高を更新し、また、平成三十年四月から精神障害者の雇用義務化に伴う障害者雇用率の引上げが行われることから、障害者雇用の充実及び強化を図る必要がある。

このため、都道府県労働局及び公共職業安定所は、障害者就業・生活支援センター等との連携の強化を図りながら、雇用された障害者の職場における定着を促進する。

また、障害者雇用ゼロ企業（障害者の雇用義務のある企業のうち、障害者雇用義務があるにもかかわらず一人も障害者を雇用していない企業をいう。）に対して、当該企業の状況を踏まえた支援計画を作成し、採用の準備段階から採用後の定着支援までを一貫して支援する。

(二) 多様な障害特性に対応した就労支援の強化

身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病といった多様な障害特性や本人の希望、能力等に応じて就労することができる環境を実現する必要がある。

このため、公共職業安定所は、地域の関係機関と連携したチーム支援や、特別支援学校等を対象にする就職ガイダンスの積極的な実施により、そのマッチング機能を強化する。

また、多様な障害特性に対応するため、地域の就労支援機関に加え、医療機関や発達障害者支援センター、難病相談支援センター、大学等との連携を強化する。

(三) 障害者の職業能力開発の推進

都道府県労働局及び公共職業安定所は、都道府県や地域の関係機関等と連携し、的確な職業訓練の受講あっせんや就職支援に努める。また、障害者雇用率の達成指導等の機会を捉えて、精神障害者等の新規求職申込件数が大幅に増加していることを踏まえた職業訓練ニーズを把握し、都道府県への情報提供を行う等、都道府県が適切な訓練コースを設定できるよう支援するとともに、訓練者数が減少傾向であること及び障害者訓練の委託機関の確保が難しいこと等の状況を把握した場合は、都道府県が円滑に訓練の運営ができるよう支援する。

特に、職業能力開発校（一般校）において精神障害者を対象とした職業訓練を円滑に実施するため、労働局は事業の実施や訓練生の確保等について都道府県を支援する。

十一　高年齢者の活躍促進

(一) マッチングによるキャリアチェンジの促進

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）に基づく高年齢者雇用確保措置の実施が着実に図られるなか、今後は六十五歳を超えても働きたい高年齢求職者に対する再就職支援が重要となっている。このため、全国の主要な公共職業安定所に設置された「生涯現役支援窓口」を増設し、地方公共団体との連携を図りながら、特に六十五歳以上の高年齢求職者に対する再就職支援を強化する。

(二) 継続雇用延長等に向けた環境整備

高年齢者が意欲と能力のある限り働き続けることができる生涯現役社会を実現するため、継続雇用の延長や定年引上げに向けた環境を整える必要がある。

このため、地方公共団体等と連携しながら、生涯現役社会の実現の必要性等について周知を行い、地域全体で高年齢者雇用に関する気運の醸成を図るとともに、六十五歳以上への定年引上げや六十六歳以上の継続雇用制度の導入等を行う企業を支援する「六十五歳超雇用推進助成金」の利用の促進を図る。

(三) 地域における多様な働き手への支援

企業を退職した高年齢者の活動の中心となる地域社会において、多様な就業機会が確保されるようにしていくことが重要となっている。このため、地方公共団体をはじめとする高年齢者の就業等に係る地域の関係者から構成される協議会の設置を推進し、地域の高年齢者の就業促進に向けて連携強化等を図る。また、地方自治体、福祉事務所等に設置されたハローワークの相談窓口等及びシルバー人材センターが連携し、高齢生活困窮者等に対する就業支援を実施する。

十二　外国人材の受入れ

(一) 外国人留学生、定住外国人等の就職支援

「日本再興戦略二〇一六」（平成二十八年六月二日閣議決定）を踏まえ、留学生の日本国内での就職率を平成三十二年度までに五割以上とするため、外国人雇用サービスセンター等においてインターンシップや既卒留学生に対するトライアル雇用の活用推進に関する取組等を強化する。

また、定住外国人を対象に、外国人就労・定着支援研修の充実等を通じて、安定就労を更に推進する。

(二) 外国人労働者の受入れに関する各種制度の適正な運用

近年、外国人労働者の受入れに関する取組みが進展する中、地方自治体をはじめ、関係機関と連携し、各種制度の適正な運用に努める。

(三) 外国人技能実習制度の適正かつ円滑な運用

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）に基づき新設された外国人技能実習機構において技能実習生に対して相談・支援等を行っており、適切な連携を行う。

さらに、都道府県労働局、外国人技能実習機構、地方入国管理局、業所管省庁の出先機関、地方公共団体等で構成され、ブロック単位で都道府県労働局が事務局として開催する地域協議会において、中央協議会で策定される方針等を踏まえ、技能実習制度の適正化に向け、地域の課題の共有、取組方針の協議、関係機関との連携の確保・強化に取り組む。

十三　生活困窮者等の活躍促進

生活保護受給者数が高止まりの状況にあること等から、公共職業安定所と地方公共団体が一体となった就労支援の充実を図る必要がある。

このため、福祉事務所に設置する公共職業安定所の常設窓口を増設すること等の他、就労準備の整った者を積極的に公共職業安定所の就労支援に誘導することにより、ワンストップの相談体制の充実を図る。さらに、生活保護受給者等を雇い入れる事業主に対して助成金を支給するとともに就職後の定着を支援し、生活保護受給者等を含む生活困窮者の就労による自立を推進する。

また、地方自治体、福祉事務所等に設置されたハローワークの相談窓口等及びシルバー人材センターが連携し、高齢生活困窮者等に対する就業支援を実施する。